

タブレット端末の貸与・使用に関する規約（2024年7月版）

本タブレット端末の貸与・使用に関する規約（2024年7月版）（以下「本規約」という）は、株式会社出前館（以下「当社」という）の提供する本サービス（第1条に定義する）に関し、本サービスの提供条件及び当社と本サービスを利用する者（以下「利用者」という）との間の権利義務関係を定めるものである。

第1条（定義）

本規約において用いる用語の定義は、以下に定めるとおりとする。

- 「本サービス」とは、当社が提供するデリバリープラットフォームサービス「出前館」及びこれに付随するサービス（併せて、以下「出前館サービス」という）を加盟店として利用する際に必要となるタブレット端末等を当社が利用者に対して貸与するサービスをいう。
- 「本契約」とは、本規約をその内容とする本サービスの利用に関する契約をいう。
- 「本貸与物」とは、当社が本契約に基づき利用者に貸与するタブレット端末、及びその付属品類などの必要機器類をいう。なお、本貸与物は、当社が移動体通信事業者より貸与された移動体通信端末を、利用者に転貸するものである。

第2条（契約の申込みと承諾）

利用者は、本規約に同意したうえで、別途当社が定める方法に従い本サービスの利用申込みを行うものとし、当社が当該利用申込みを承諾した時点で本契約が成立する。

2 当社は、次の場合には、本サービスの利用申込みを拒絶することができ、その理由について開示する義務を負わないものとする。また、当社は、本契約成立後であっても、利用者について次の各号の一に該当することが判明した場合には、何らの通知又は催告を要することなく、直ちに本契約を解約することができる。

- 本サービスの利用申込みの際に当社に虚偽の事項を通知したことが判明した場合
- 本契約上の債務の支払を怠るおそれがあると当社が判断した場合
- 過去に不正使用などにより本契約又は他の通信事業者が提供するサービス契約等の解除や利用停止をされていることが判明した場合
- 未成年であって、本サービスの利用申込みにあたり法定代理人等の同意を得ていない場合
- 違法に、又は公序良俗に反する態様で本サービスを利用するおそれのある場合
- 当社又は本サービスの信用を毀損するおそれがある態様で本サービスを利用するおそれがある場合
- 他の利用者の本サービスの利用に支障を与える態様で本サービスを利用するおそれがある場合
- その他本サービスの利用申込みを承諾することが、技術上又は当社の業務の遂行に支障があると当社が判断した場合

第3条（利用者の義務）

利用者は、当社に対して、本貸与物に関して下記の義務を負うものとする。

- 利用者は、出前館サービス利用の目的のみにおいて、本貸与物を利用するものとし、当社との本契約の解除、利用者とは当社との間におけるプロジェクト完了など、貸与の前提となる関係が消滅した時、利用者は直ちに本貸与物を当社に返却しなければならない。
- 利用者は、本貸与物を受けた時からその保管管理などについて善良なる管理者としての注意義務を負い、紛失・破損等の事故が生じたときは、速やかに当社に対して報告しなければならない。また、本貸与物の盗難防止及び適切な保管環境の観点で保管場所を維持しなければならない。

- (3) 本貸与物に貼付してある端末機種を特定するための銘板、シール等を剥離又は汚損してはならない。
- (4) 本貸与物の所有権が利用者になく、当社が移動体通信事業者より貸与を受けた端末をさらに利用者が転貸により貸与を受けた端末であることを認識し、これに反する行為を行わない。
- (5) 利用者は、本貸与物の使用及び保管・管理に際しては通常の使用用法、態様を遵守し、かつ、利用者の使用者、その他貸与物の使用又は保管・管理に係る全ての者に周知・徹底させるものとする。
- (6) 利用者は、本貸与物の盗難、破損その他の事由により本貸与物の返還債務を履行できない場合、これによりに生じた損害を賠償する責任を負うものとする。
- (7) 本サービスの利用目的、契約期間の範囲を超えた通話料・データ通信量が発生した場合、利用者は当社に対して実費相当分を支払う義務を負うものとする。
- (8) 利用者は、事前に当社の承諾を得た場合を除き、以下のアからウまでに掲げる行為を行ってはならない。
 - ア. 本貸与物の第三者への貸与、売買、譲渡、転貸、担保提供、処分等
 - イ. 本貸与物の改造・分解・部品の取外し・解析・試験
 - ウ. 本貸与物の塗装、デカールの貼付等の本貸与物の外観の変更
- (9) 利用者は、当社の承諾を得ないで本貸与物の原状を変更し、又は本貸与物の使用場所、保管場所若しくは用途を変更してはならない。
- (10) 利用者は、前各号その他、取扱書等に定める本貸与物の使用及び保管・管理に関する禁止行為をしてはならない。
- (11) 利用者は、利用者の使用人その他本貸与物の使用又は保管・管理に係る全ての者に対して、前各号の義務を負わせるとともに、これらの者の義務違反とそれによる当社の損害について一切の責任を負うものとする。
- (12) 利用者は、当社に対して、本条に掲げる事由によって当社に生じた損害については、金銭その他による損害賠償の責任を負うものとする。

第 4 条 (確認事項)

利用者は、以下の事項をあらかじめ確認し、了承する。

- (1) 利用者は、当社が本貸与物に係る通信費用、電気代、充電設備の設置費用、保管費用等については一切負担するものではないことをあらかじめ確認する。
- (2) 利用者は、自らの責任と費用負担により、取扱書等に定める日常点検及び当社が別途指示する日常点検を行う。
- (3) 利用者は、本貸与物に故障等の異常を発見した場合は、当社に通知した上で、当社の指示に従う。
- (4) 利用者は、本貸与物に係る事故が発生した場合、事故の規模・態様を問わず、自らの負担と責任で警察、保険会社、その他当該事故の関係者等に対応するものであり、当社が責任を負うものではないことを確認する。その場合、利用者は、当該事故について当社に報告し、その後の対応について協議を行う。
- (5) 利用者は、前号の事故について、当社の故意又は重過失による場合を除き、当社が利用者に対して一切の責任を負わないことを確認する。
- (6) 利用者は、契約期間中に付属品を紛失、破損した際の代替品の再貸与がないことを確認する。なお、利用者は、付属品の紛失、破損した損害賠償として、これにより生じた実費を賠償する責任を負うものとする。
- (7) 本貸与物の使用・貸与は、当社と移動体通信事業者の利用契約が成立していることを条件として成り立つものであり、当社と移動体通信事業者の利用契約が解約、解除並びに終了となった場

合、本契約も終了するものとする。

- (8) 利用者は、電気通信事業者に起因する障害・工事等のため本サービスの全部又は一部が提供されなかった場合、当社は利用者に対して直接・間接的に生じた損失や損害にかかわらず一切の責任を負わないことを確認する。
- (9) 利用者は、電気通信事業者のネットワークの混雑状況やシステム負荷、帯域制限等により、本サービスの全部又は一部が提供されなかった場合、当社は利用者に対して直接・間接的に生じた損失や損害にかかわらず一切の責任を負わないことを確認する。
- (10) 利用者は、当社から利用者に対する本貸与物の引渡方法について、当社が任意に選択する配送方法及び配送業者により配送することを承諾するものとする。この場合、当社の責めに帰すことのできない事由による配送の遅延（天災、事故、渋滞、仕分けミス等）について、当社は一切の責任を負わないものとする。
- (11) 利用者は、前号の本貸与物の配送において、利用者が当社に申告した配送先の情報の誤り、配送先での受領拒否、その他利用者の責めに帰すべき事由により本貸与物の配送が完了せず、又は再配送を要することとなった場合には、当社が利用者に対し、レンタル料金（次条第1項に定義する）とは別に当該配送に係る費用（再配送費用を含む）を請求することができることを確認する。
- (12) 利用者が本サービスの利用に関して第三者に損害を与えた場合、又は第三者と紛争を生じた場合、利用者は自己の責任と費用でこれらを解決し、当社又は移動体通信事業者にいかなる損害も及ぼしてはならない。

第5条（レンタル料金）

利用者は、当社に対して、本貸与物の貸与の対価（以下「レンタル料金」という）として、当社が提供するウェブページ、申込書等の書面（以下これらを総称して「申込フォーム等」という）に記載されている金額を別途当社の指定する支払方法によって支払うものとする。支払期日は、先月分を当月末に支払うものとする（支払日が金融機関の休業日の場合、休業日の前営業日に支払うものとする）。なお、レンタル料金は、次項に定める請求開始日から契約期間の終了日まで生じるものとし、請求開始日が月途中である場合には、当該月のレンタル料金は日割り計算で算定するものとし、契約終了日（終了理由の如何を問わない）が月途中である場合には、当該月のレンタル料金は日割り計算はせず、1か月分のレンタル料金が発生するものとする。

- 2 レンタル料金の請求開始日は、当社が利用者の指定する住所に宛て本貸与物を発送した日から起算して7日後（たとえば、当社が4月1日に本貸与物を発送した場合には、4月8日）、又は利用者が出前館サービスに出店した日のいずれか遅い日付とする。
- 3 利用者がレンタル料金その他の金銭の支払いを怠ったときは、支払いの遅延した額に対して、支払期日の翌日から完済に至るまで年14.6%の割合による遅延損害金を当社に支払う。

第6条（契約期間）

契約期間は、第2条第1項に基づき本契約が成立した日から、第7条に基づき本契約が終了する日までとする。

- 2 前項にかかわらず、当社と利用者との出前館サービスの利用に関する契約（以下「加盟店契約」という）が全て終了した場合（理由の如何を問わない）、当社又は利用者からの何らの意思表示を要せず、本契約は加盟店契約が全て終了した日をもって終了する。

第7条（解約）

利用者及び当社は、第6条第1項の規定にかかわらず、解約希望月の末日までに当社所定の手続きを行うことにより、解約希望月の末日をもって本契約を解約できるものとする。なお、この場合、レ

レンタル料金は解約希望月の末日まで生じるものとする。

第 8 条 (契約解除)

利用者又は当社は、次の各号の一に該当する事由が相手方に生じたときは、何らの催告を要せず、直ちに本契約を解除することができる。

- (1) 本規約に違反し、相当の期間を定めた是正の催告を受けたにもかかわらず当該期間内に是正がなされないとき
- (2) 破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算手続の申立てがあったとき
- (3) 解除することについてやむを得ない事由があると当社が合理的な理由に基づいて判断したとき
- (4) 前各号その他利用者と当社との間における信用を棄損する重大な事態が生じたとき

第 9 条 (本貸与物の返却)

本契約が終了した場合、当社は、本貸与物の返却のために必要な伝票及び梱包資材（以下「返送用キット」という）を利用者に提供するものとし、利用者は、返送用キットを利用したうえで、当社指定の配送方法により、当社の指定する住所に宛て、本契約終了日の属する月の翌月末日までに本貸与物を発送するものとする。

- 2 返送用キットの提供は、本貸与物一式につき 1 回までとする。利用者が返送用キットを紛失・破損したこと等により使用できない場合には、利用者の責任及び費用負担において、本貸与物が破損しないよう梱包のうえ、追跡可能な配送方法により、第 1 項に定める期日までに当社の指定する住所に宛てて発送するものとする。
- 3 第 1 項に定める返却方法に従わない返却方法によってかかる一切の費用（返送用キットの伝票を使用せず着払いで発送した場合の配送料金を含み、これに限らない）は利用者の負担とする。また、第 1 項に定める返却方法に従わない返却方法によって当社に損害が生じた場合には、利用者はその損害を賠償するものとする。

第 10 条 (本人確認等)

「携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律」その他関係する法令・ガイドライン等（以下、総称する場合は「携帯電話不正利用防止法等」という）の趣旨に基づき、電気通信サービスの不正な利用契約の排除と不正利用を防止することを目的として、当社は利用者に対して本人確認手続を実施する。

- (1) 当社は、本貸与物の使用・貸与にあたって、利用者について、携帯電話不正利用防止法等に定める本人確認手続を実施し、利用者は、携帯不正利用防止法等の順守と本人確認手続において、偽り・不正等がないように適正に申告するものとする。
- (2) 当社は、利用者についての本人確認手続を実施した際には、本人確認記録の作成・保存等を行う。なお、当該法令が改正された場合には、当該の改正に従って必要な措置を講じるものとする。
- (3) 非音声端末を用いるレンタルサービス等（例：データ通信サービス）、携帯電話不正利用防止法の直接の対象とならない電気通信サービスに係るレンタルサービス等を行う場合であっても、当社は、同法の趣旨に則り、当該電気通信サービスの不正な利用を防止するために、本人確認手続を実施するものとする。
- (4) 当社が、移動体通信事業者から利用者に関する情報の照会を受けた場合、利用者の氏名、住所、生年月日（法人の場合には、名称（商号、屋号等）及び本店又は主たる事務所の所在地）その他の必要な情報を移動体通信事業者へ提供することがあることを、利用者はあらかじめ同意するものとする。

第 11 条 (反社会的勢力の排除)

利用者及び当社は、それぞれ相手方に対し、本契約締結時において自ら（法人の場合は、代表者、役員又は実質的に経営を支配する者）が暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団その他反社会的勢力に該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約する。

- 2 利用者又は当社の一方が前項の確約に反する事実が判明したとき、その相手方は、何らの催告もせずして、本契約を解除することができる。

第 12 条 (譲渡禁止)

利用者及び当社は、本契約上の地位又は本契約に基づく権利及び義務を、相手方の書面による事前の承諾なしに第三者に譲渡し、又は担保に供し、その他一切の処分をしてはならない。

第 13 条 (禁止事項)

利用者は、本サービスの利用にあたって、次の各号に定める行為を行ってはならない。

- (1) 本サービスに関連して、第三者の著作権、商標権、その他一切の権利を侵害する行為、又はそのおそれのある行為
- (2) 本規約に反する行為
- (3) その他当社が合理的理由に基づいて、不適切又は不相当と判断する行為

第 14 条 (非保証)

当社は、本サービスにいかなる事実上又は法律上の瑕疵（安全性、信頼性、正確性、完全性及び有効性、その他利用者が有する又は期待する特定の目的への適合性を欠くこと、又はセキュリティなどに関する欠陥、エラーやバグ、権利侵害などを含む）が無いことを明示的にも黙示的にも保証しない。当社は、かかる瑕疵を商業的に合理的な努力をもって排除するが、これを完全に除去して本サービスを提供する義務を負わない。

第 15 条 (損害賠償)

利用者は、本契約期間中、本貸与物を故障又は紛失した場合、当該損害として、移動体通信事業者から当社が請求される損害賠償相当額の金額について、当社に実費精算を行うものとする。

- 2 利用者は、本契約終了後、第 9 条第 1 項に定める期日までに本貸与物を発送しない場合、損害賠償として本貸与物に含まれるタブレット端末 1 台あたり金 25,000 円（不課税）を当社に支払うものとする。
- 3 前二項の定めるもののほか、利用者が当社又は移動体通信事業者に対して損害を与えた場合、利用者は当該損害賠償額を当社に支払うものとする。

第 16 条 (本サービスの変更・廃止)

当社は、利用者に公表又は通知することにより、レンタル料金を変更することができる。

- 2 当社は、あらかじめ利用者に通知することなく、本サービスの内容を変更することができる。ただし、本サービスの内容について重要な変更を行う場合、当社は、その旨を利用者に事前に公表又は通知するものとする。
- 3 当社は、利用者に公表又は通知することにより、本サービスの全部又は一部を廃止することができる。
- 4 本条に定める公表又は通知は、本規約に別段の定めがある場合を除き、当社から利用者に対する書面、電子メール（ショートメールサービス等を含む）、当社が運営するウェブサイトへの掲示その他当社が定める方法により行うものとする。

第 17 条 (準拠法)

本規約は、日本法を準拠法とする。

第 18 条 (合意管轄)

利用者及び当社は、本契約に関する一切の紛争については、訴額に応じて、東京簡易裁判所又は東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第 19 条 (規約変更)

当社は、当社が必要と判断する場合、本サービスの目的の範囲内で、本規約の内容を変更することができる。

- 2 当社は、本規約の内容を変更した場合は、変更後の内容及び効力発生日を利用者に通知する。変更後の本規約は、効力発生日から効力が生じるものとする。利用者は変更後の本規約を確認の上、本サービスを利用するものとする。

以上

制定日：2024 年 7 月 1 日